

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16
8	その他	19

IV 付言の実績	20
----------	----

令和元年度の調査審議等の状況

(平成31年4月～令和2年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

令和元年度の諮問件数は1,149件、答申件数は978件である。

なお、平成13年度から令和元年度までの総諮問件数は17,342件、総答申件数は15,892件であり、令和元年度末時点で審議中の件数は850件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[令和元年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	827	745	20
個人情報保護	322	233	6
合計	1,149	978	26

[令和元年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	950	828	18
独立行政法人等	199	150	8
合計	1,149	978	26

[平成13年度～令和元年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和元年度末) (a-b-c)
行政機関	15,123	13,887	472	764
独立行政法人等	2,219	2,005	128	86
合計	17,342	15,892	600	850

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

(注2) 諮問件数等は、情報公開審査会(平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称)の実績との累計である。以降、本資料において共通。

1-1 中間答申

令和元年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

令和元年度における諮問事件の取下げは、合計で26件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

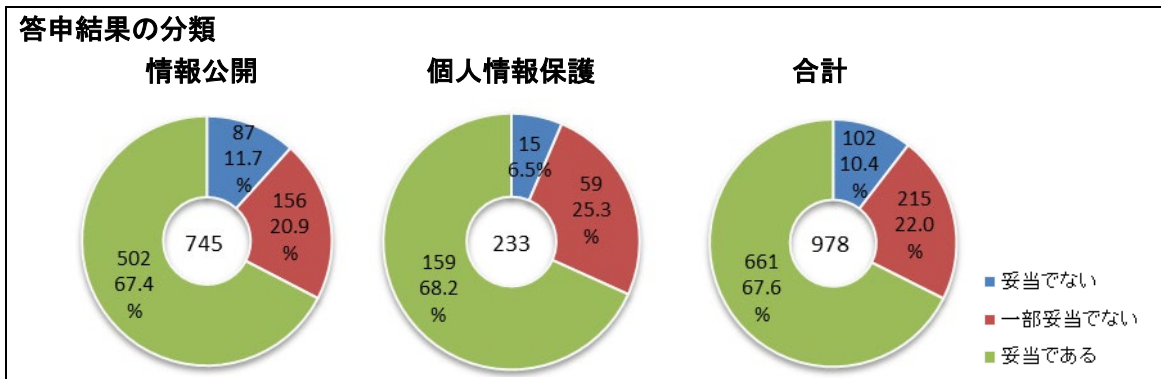
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	14件	6件	20件
個人情報保護	4件	2件	6件
合計	18件	8件	26件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	7件
審査会意見通知	2件
全部開示	4件
改めて開示決定等を実施	2件
却下	5件
その他	6件
合計	26件

2 答申結果の分類

令和元年度に出された答申件数(978件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、317件(32.4%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	87件 (11.7%)	15件 (6.5%)	102件 (10.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	156件 (20.9%)	59件 (25.3%)	215件 (22.0%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			317件 (32.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	502件 (67.4%)	159件 (68.2%)	661件 (67.6%)
合計	745件 (100%)	233件 (100%)	978件 (100%)

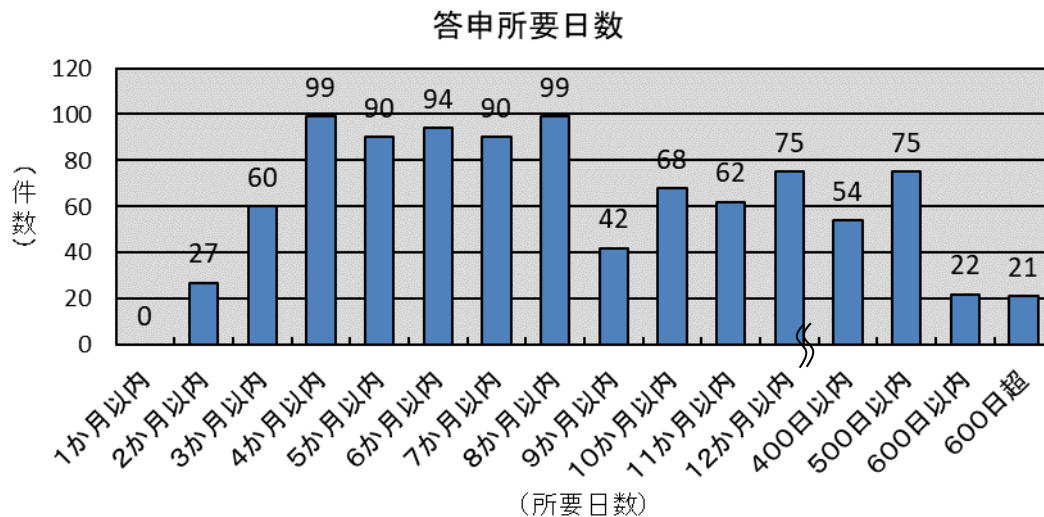


3 平均処理期間・審議回数

令和元年度の答申（978件）について、平均処理期間は245.6日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており（令和元年度（行情）答申第311号、令和元年度（行個）答申第95号及び令和元年度（独個）答申第46号）、最長の事件では969日かかっている（令和元年度（独情）答申第81号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は7か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は11か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和元年度の答申（978件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 令和元年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

令和元年度の答申（978件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは452件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和元年度の答申（978件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

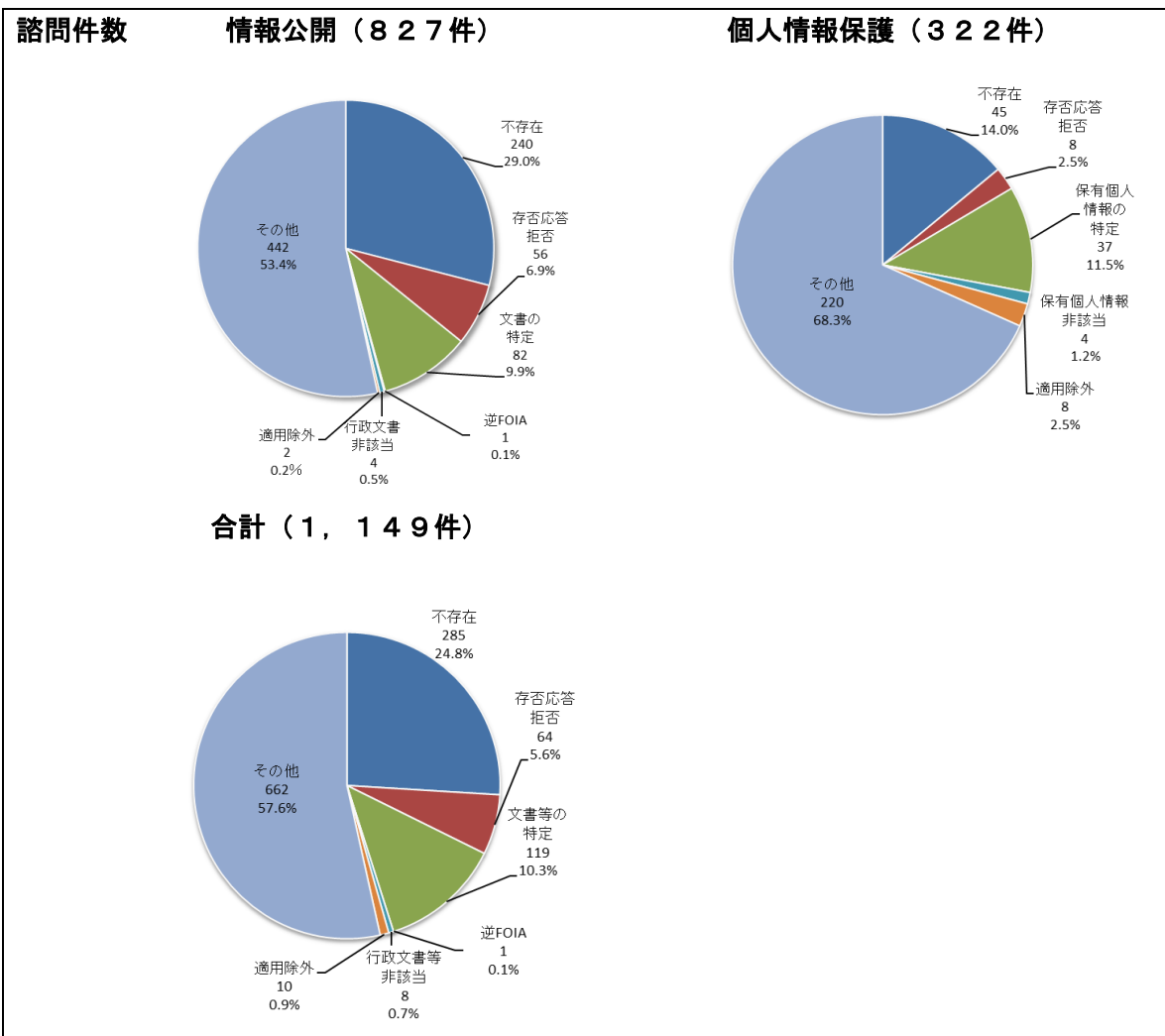
(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	240	45	285
存否応答拒否事件	56	8	64
文書等の特定を争う事件	82	37	119
逆FOIA事件	1	0	1
行政文書等非該当事件	4	4	8
適用除外事件	2	8	10
その他事件	442	220	662
合計	827	322	1,149

(注1) 「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより、分類が変わることがあるので、上記の数は変動することがある。以降、本資料において共通。



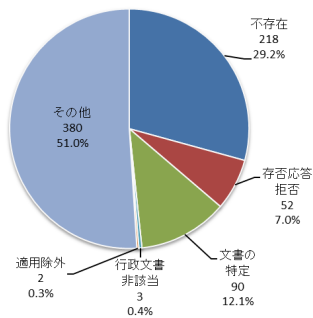
(答申)

(単位：件)

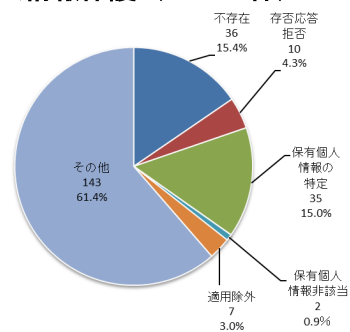
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	218	36	254	33	24	9	221
存否応答拒否事件	52	10	62	8	6	2	54
文書等の特定を争う事件	90	35	125	31	30	1	94
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0	0
行政文書等非該当事件	3	2	5	1	1	0	4
適用除外事件	2	7	9	0	0	0	9
その他事件	380	143	523	244	41	203	279
合計	745	233	978	317	102	215	661

答申件数

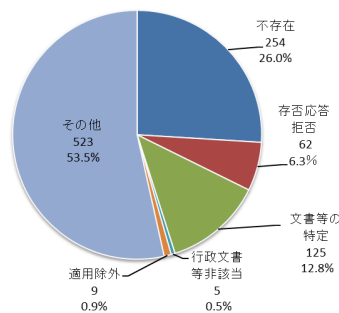
情報公開 (745件)



個人情報保護 (233件)

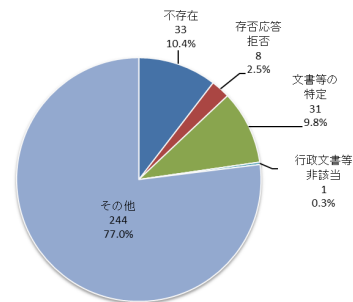


合計 (978件)

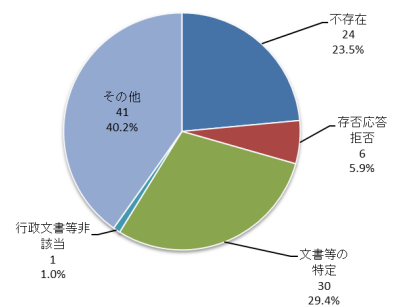


答申結果別の内訳

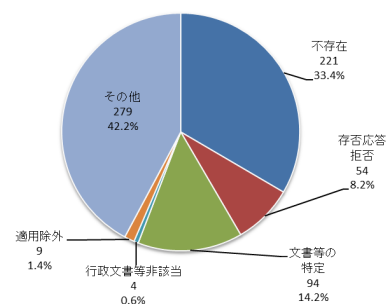
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (317件)



「全部を妥当でない」 (102件)



「妥当である」 (661件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和元年度で285件（情報公開240件、個人情報保護45件）の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、254件（情報公開218件、個人情報保護36件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、24件あり、情報公開関連が22件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和元年度（行情）答申第25号、第29号、第30号、第38号、第113号、第127号ないし第131号、第157号、第181号、第190号、第191号、第239号、第240号、第385号、第585号、第600号、第638号、第645号及び第648号

（注2）令和元年度（行個）答申第19号及び第29号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和元年度に64件（情報公開56件、個人情報保護8件）の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、62件（情報公開52件、個人情報保護10件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、6件あり、情報公開関連が6件（注）、個人情報保護関連が0件である。

（注）令和元年度（行情）答申第9号、第27号、第56号、第88号及び第90号並びに令和元年度（独情）答申第51号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和元年度に119件（情報公開82件、個人情報保護37件）の諮問を受け、平成30年度以前の諮問を含め、125件（情報公開90件、個人情報保護35件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、30件あり、情報公開関連が28件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和元年度（行情）答申第8号、第64号、第79号、第87号、第143号、第165号、第192号、第193号、第195号、第200号、第204号、第216号、第322号、第323号、第342号、第345号、第363号、第384号、第475号、第483号、第484号、第525号、第527号、第528号及び第642号並びに令和元年度（独情）答申第8号、第42号及び第48号

（注2）令和元年度（独個）答申第12号及び第28号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和元年度に1件（情報公開1件、個人情報保護0件）の諮問を受けたが、答申は出していない。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和元年度に8件（情報公開4件、個人情報保護4件）の諮問を受け、平成30年度以前の諮問を含め、5件（情報公開3件、個人情報保護2件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件あり、情報公開関連が0件、個人情報保護関連が1件（注）である。

（注）令和元年度（行個）答申第124号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和元年度に10件（情報公開2件、個人情報保護8

件)の諮問を受け、平成30年度以前の諮問を含め、9件(情報公開2件、個人情報保護7件)について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、17件あり、情報公開関連が13件(注1)、個人情報保護関連が4件(注2)である。

(注1) 令和元年度(行情)答申第27号、第33号、第48号、第65号、第66号、第93号、第231号及び第281号並びに令和元年度(独情)答申第56号ないし第59号及び第78号

(注2) 令和元年度(独個)答申第39号、第40号、第53号及び第55号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、5件あり、全て情報公開関連である(注)。

(注) 令和元年度(行情)答申第46号、第47号、第126号、第212号及び第269号

9 総会(委員の全員をもって構成する合議体)及び運営会議

9-1 総会

令和元年度は、設置法6条2項に基づき、総会を開催した(令和2年1月23日)。

9-2 運営会議

令和元年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した(平成31年4月3日)。

10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	30回
第2部会	27回
第3部会	28回
第4部会	28回
第5部会	26回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		
令和元年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

令和元年度の諮問件数は827件、答申件数は745件である。

なお、平成13年度から令和元年度までの総諮問件数は13,909件、総答申件数は12,783件であり、令和元年度末時点での審議中の件数は621件である。

○情報公開関連

[令和元年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	707	658	14
独立行政法人等	120	87	6
合計	827	745	20

[平成13年度～令和元年度]

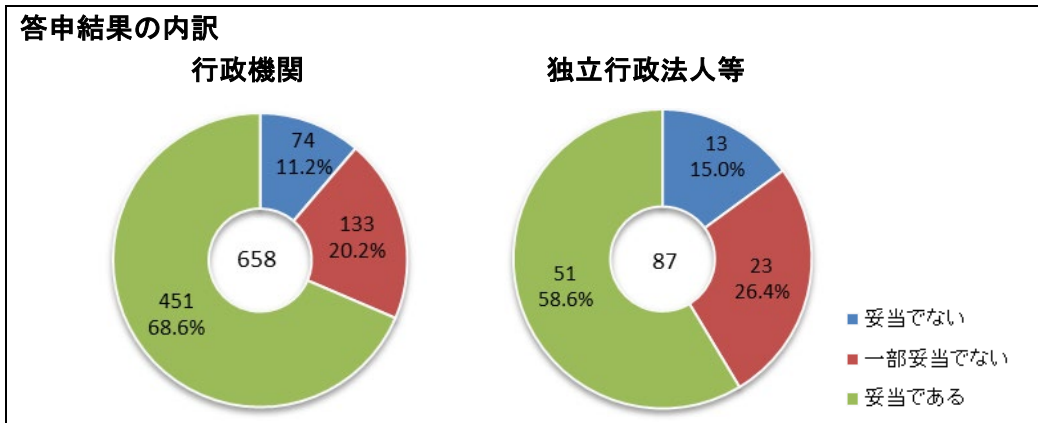
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和元年度末) (a-b-c)
行政機関	12,483	11,514	400	569
独立行政法人等	1,426	1,269	105	52
合計	13,909	12,783	505	621

2 答申結果の分類

令和元年度に出された答申件数(745件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、243件(32.6%)である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	74件 (11.2%)	13件 (15.0%)	87件 (11.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	133件 (20.2%)	23件 (26.4%)	156件 (20.9%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			243件 (32.6%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	451件 (68.6%)	51件 (58.6%)	502件 (67.4%)
合計	658件 (100%)	87件 (100%)	745件 (100%)



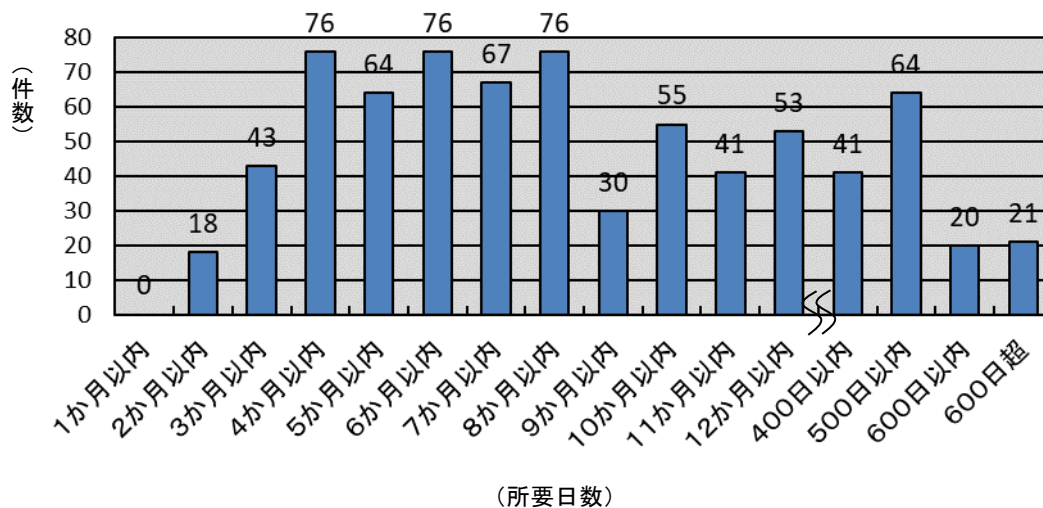
3 平均処理期間・審議回数

令和元年度の答申（745件）について、平均処理期間は252.3日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており（令和元年度（行情）答申第311号）、最長の事件では969日かかっている（令和元年度（独情）答申第81号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は7か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は11か月以内に答申を出している。

答申所要日数



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和元年度の答申（745件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

令和元年度の答申（745件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは347件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和元年度の答申（745件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

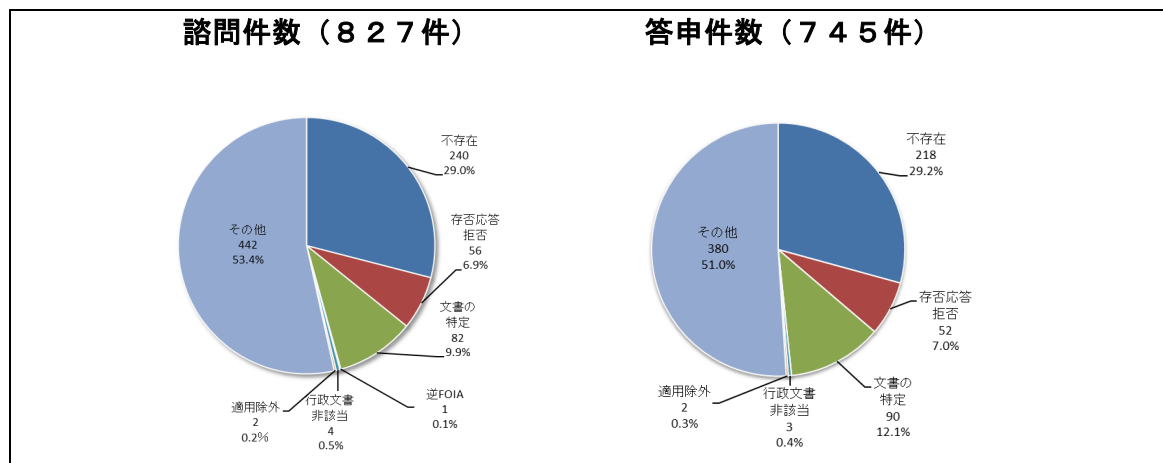
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

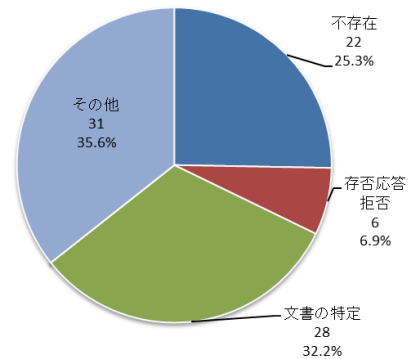
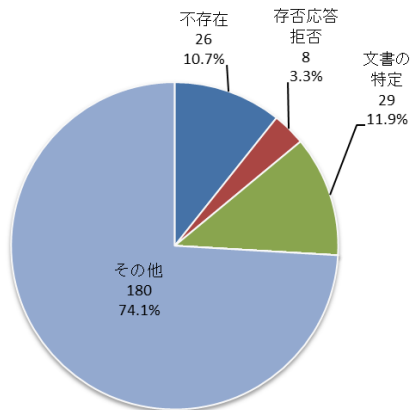
	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	240	218	26	22	4	192
存否応答拒否事件	56	52	8	6	2	44
文書の特定を争う事件	82	90	29	28	1	61
逆FOIA事件	1	0	0	0	0	0
行政文書非該当事件	4	3	0	0	0	3
適用除外事件	2	2	0	0	0	2
その他事件	442	380	180	31	149	200
合計	827	745	243	87	156	502



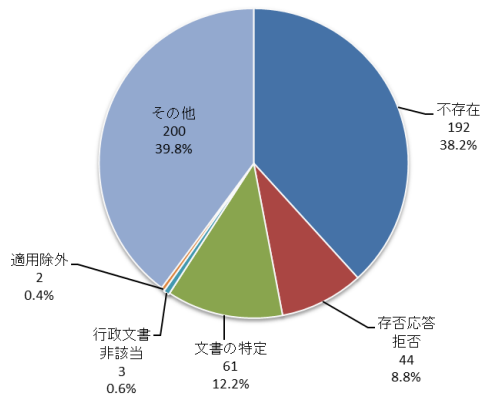
答申結果別の内訳

「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（243件）

「全部を妥当でない」（87件）



「妥当である」（502件）



7-1 不不存在事件

不不存在事件については、令和元年度に240件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、218件について答申を出している。

この不不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、22件（注）である。

（注）令和元年度（行情）答申第25号、第29号、第30号、第38号、第113号、第127号、ないし第131号、第157号、第181号、第190号、第191号、第239号、第240号、第385号、第585号、第600号、第638号、第645号及び第648号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和元年度に56件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、52件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、6件（注）である。

（注）令和元年度（行情）答申第9号、第27号、第56号、第88号及び第90号並びに令和元年度（独情）答申第51号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和元年度に82件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問を含め、90件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、28件（注）である。

（注）令和元年度（行情）答申第8号、第64号、第79号、第87号、第143号、第165号、第192号、第193号、第195号、第200号、第204号、第216号、第322号、第323号、第342号、第345号、第363号、第384号、第475号、第483号、第484号、第525号、第527号、第528号及び第642号並びに令和元年度（独情）答申第8号、第42号及び第48号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和元年度に1件の諮問を受けたが、答申は出していない。

7-5 行政文書非該当事件

行政文書非該当事件については、令和元年度に4件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、3件の答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和元年度に2件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問を含め、2件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、13件（注）である。

（注）令和元年度（行情）答申第27号、第33号、第48号、第65号、第66号、第93号、第231号及び第281号並びに令和元年度（独情）答申第56号ないし第59号及び第78号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、5件（注）である。

（注）令和元年度（行情）答申第46号、第47号、第126号、第212号及び第269号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

令和元年度の諮問件数は322件，答申件数は233件である。

なお，平成13年度から令和元年度までの総諮問件数は3,433件，総答申件数は3,109件であり，令和元年度末時点で審議中の件数は229件である。

○個人情報保護関連

[令和元年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	243	170	4
独立行政法人等	79	63	2
合計	322	233	6

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人等		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	213	141	4	71	59	2
訂正請求関連	20	7	0	8	3	0
利用停止請求関連	10	22	0	0	1	0
合計	243	170	4	79	63	2

[平成17年度～令和元年度]

(単位：件)

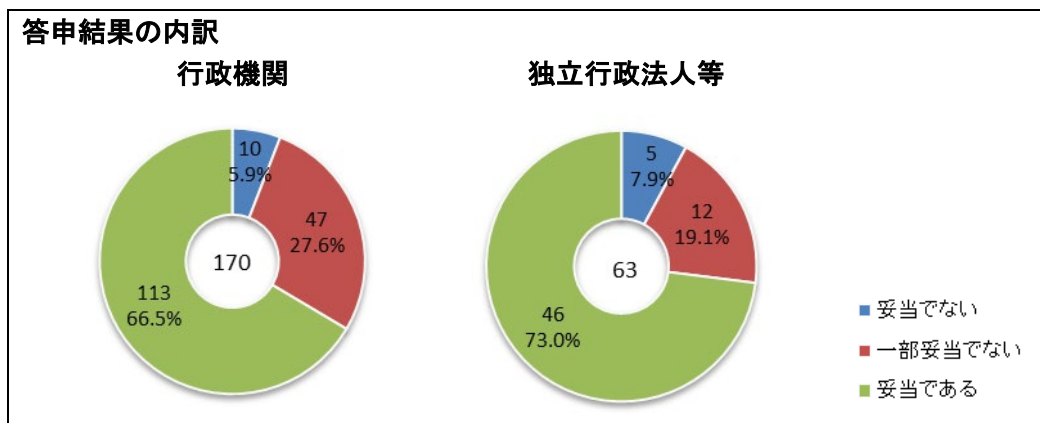
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (令和元年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	2,640	2,373	72	195
開示請求	2,382	2,142	66	174
訂正請求	180	159	4	17
利用停止請求	78	72	2	4
独立行政法人等	793	736	23	34
開示請求	679	630	21	28
訂正請求	89	81	2	6
利用停止請求	25	25	0	0
合計	3,433	3,109	95	229
開示請求	3,061	2,772	87	202
訂正請求	269	240	6	23
利用停止請求	103	97	2	4

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

令和元年度に出された答申件数（233件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む）は、74件（31.7%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	10件 (5.9%)	5件 (7.9%)	15件 (6.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	47件 (27.6%)	12件 (19.1%)	59件 (25.3%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			74件 (31.7%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	113件 (66.5%)	46件 (73.0%)	159件 (68.3%)
合計	170件 (100%)	63件 (100%)	233件 (100%)

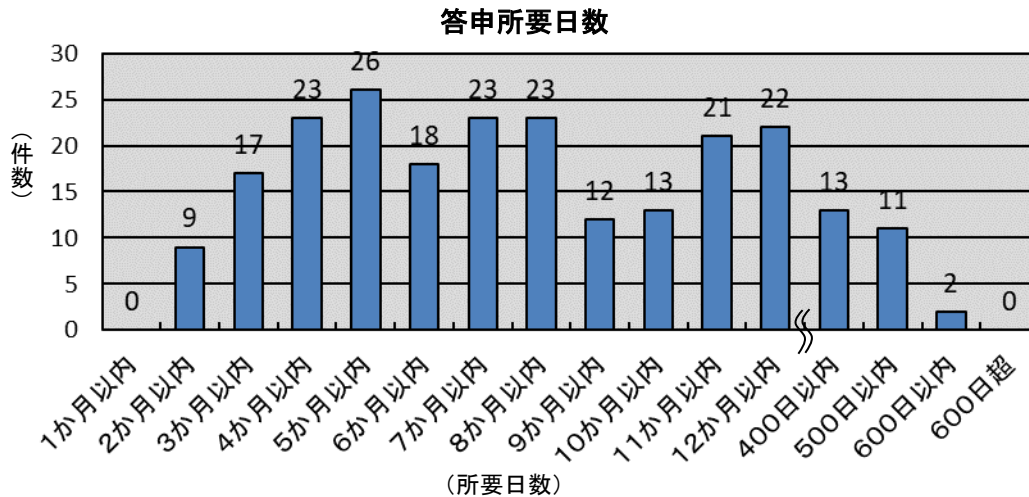


3 平均処理期間・審議回数

令和元年度の答申（233件）について、平均処理期間は223.9日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており（令和元年度（行個）答申第95号及び令和元年度（独個）答申第46号）、最長の事件では539日かかっている（令和元年度（行個）答申第161号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は7か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は11か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和元年度の答申（233件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

令和元年度の答申（233件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは105件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和元年度の答申（233件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

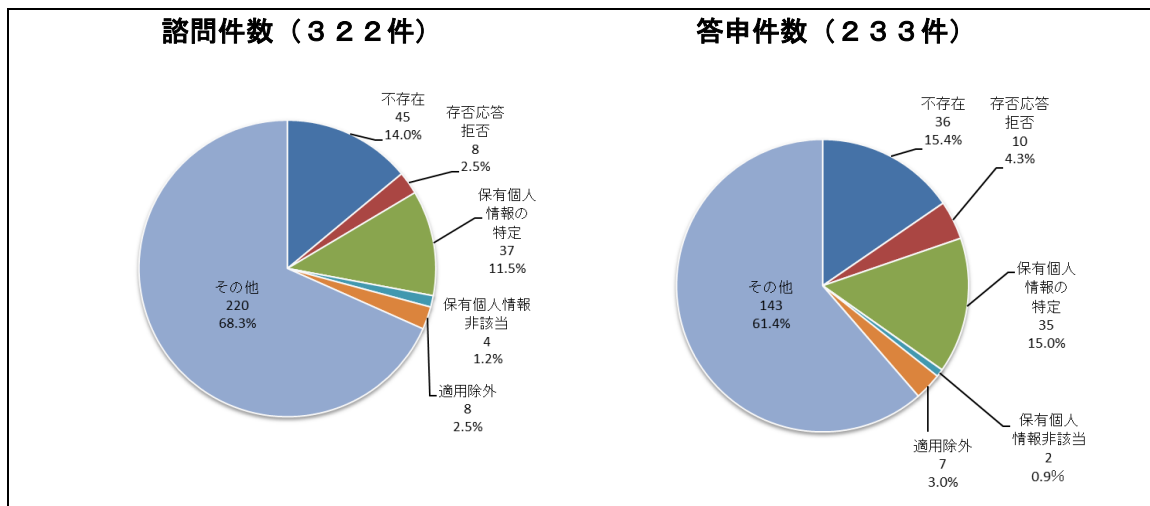
(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

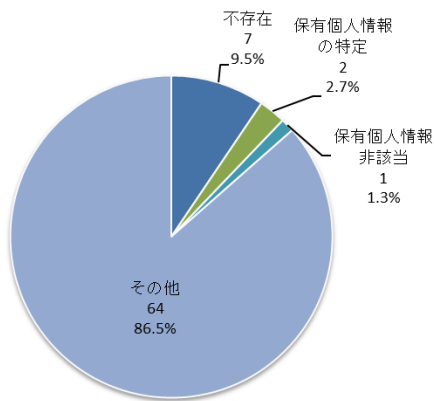
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	45	36	7	2	5	29
存否応答拒否事件	8	10	0	0	0	10
保有個人情報の特定を争う事件	37	35	2	2	0	33
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	4	2	1	1	0	1
適用除外事件	8	7	0	0	0	7
その他事件	220	143	64	10	54	79
合計	322	233	74	15	59	159

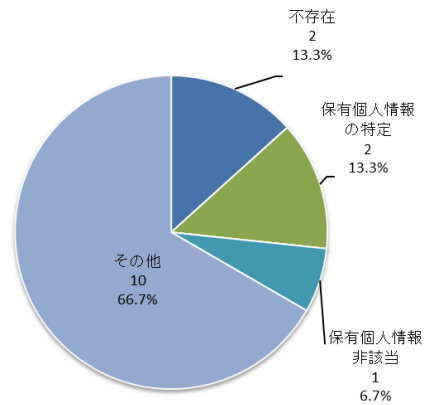


答申結果別の内訳

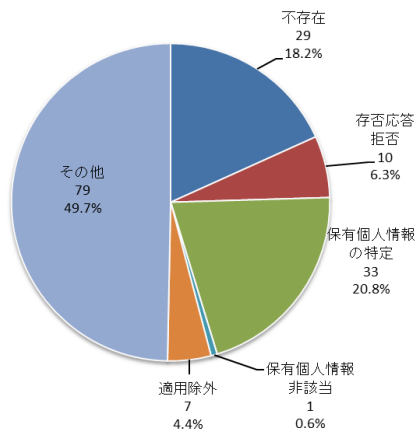
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（74件）



「全部を妥当でない」（15件）



「妥当である」（159件）



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和元年度で45件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、36件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（個人情報が存在するとしたもの等）は、2件（注）である。

（注2）令和元年度（行個）答申第19号及び第29号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和元年度に8件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、10件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものはなかった。

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和元年度に37件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、35件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、2件（注）である。

（注）令和元年度（独個）答申第12号及び第28号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和元年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和元年度に4件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問も含め、2件の答申を出している。

この保有個人情報非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和元年度（行個）答申第124号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和元年度に8件の諮問を受け、平成30年度以前の諮問を含め、7件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、4件（注）である。

（注）令和元年度（独個）答申第39号、第40号、第53号及び第55号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和元年度の答申を整理すると、242件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など11の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（93件）がもっとも多く、続いて、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（90件）、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（63件）、補正に関する対応に関する付言（10件）、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（6件）、情報提供に関する対応に関する付言（5件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（93件）

- ・ 原処分において、本件対象文書の一部については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの不開示部分のうちいずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかわかりにくく、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条1項の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分もそれぞれの不開示理由に対応しているのか当然知り得るような場合を除き、いずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかわかりにくく特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

（令和元年度（行情）答申第78号）

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、請求に係る保有個人情報を保有していない旨記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないのかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

（令和元年度（行個）答申第63号）

など

2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(90件)

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、約12年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、法施行後、本件を含め短期間に大量の情報公開請求が外務省に対して行われ、その後の開示決定に対し多くの異議申立てがあり、審査会に対し案件ごとに調査・検討の上、順次諮問を行ってきたため時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

(令和元年度(行情)答申第76号)

など

3) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(63件)

- ・ 原処分における行政文書開示決定通知書の「行政文書の名称」欄には、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載とほぼ同一の文言が記載されているのみで、具体的な行政文書の名称が記載されておらず、原処分でいかなる文書が特定されたのか明確とはいえない。

本件では、原処分において、文書の表題の一部が開示とされており、開示決定通知書に文書の表題を記載することはできなかったとしても、例えば、日付及び部課名等を記載することにより、特定した文書を明確にすべきであり、今後適切に対応されたい。

(令和元年度(行情)答申第503号)

- ・ 文書4及び文書5に係る各開示請求書には、請求する行政文書の名称等として、それぞれ「(略)重症心身障害者の定義、判定基準」及び「(略)重症心身障害児者施設(略)」と記載されているが、当該各文書に係る各不開示決定通知書にはそれぞれ「(略)重症心身障害者の定義、判断基準」及び「(略)重症心身障害者施設(略)」と記載されており、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、いずれも不開示決定通知書の誤記であるとのことである。

このような処分庁の対応は不適切といわざるを得ず、今後、処分庁においては、適切に対応することが望まれる。

(令和元年度(行情)答申第589号及び同第590号)

など

4) 補正に関する対応について付言したもの(10件)

- ・ 諮問庁から本件開示請求に係る求補正時の関係資料の提示を受けて確認したところ、処分庁は、求補正の際に、開示請求書及び手数料を全て返戻し改めて開示請求書の記入を求めた上、本件対象文書については、その保有が確認できたとして2件分の手数料の

貼付を求める一方、本件請求外文書については、通常の開示請求書にはない、「3 その他の請求する行政文書の名称等」という欄に補正内容の記入を求め、必要な手数料については後日連絡するとしたことが認められるが、このような方法は、その意図が不明瞭であり、本件請求外文書をめぐる審査請求人と処分庁の認識の相違の原因の一つとなったとも考えられるところであって、適切さを欠く点があったといわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示請求に係る求補正の手續に際して適切な対応をすることが望まれる。

(令和元年度(行情)答申第96号)

など

5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(6件)

- ・ 本件では、上記第5の2(2)のとおり、開示決定通知書(その別紙)の不開示部分の記載に、開示実施文書で開示されていて不開示部分には該当しないとされた部分も掲記する誤った記載が認められ、これは、慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ない。

処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たっては、同様の不適切な事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(令和元年度(独情)答申第84号)

など

6) 情報提供について付言したもの(5件)

- ・ 本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであるが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に係る保有個人情報の開示を求めるものであると認められる。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、原処分の時点では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)に基づく開示請求を行っていないとのことである。

そうすると、処分庁は、審査請求人に対し、行個法に基づく保有個人情報開示請求をするよう教示することも考えられたのであるから、今後、処分庁においては、同様のことがないように、開示請求に係る事務手續において、適切な対応が望まれる。

(令和元年度(行情)答申第91号)

など

7) 開示・不開示の判断について付言したもの(4件)

- ・ 処分庁は、本来不開示とすべき特定の個人の職氏名及びメールアドレスを原処分において開示しており、この点について、諮問庁も誤って開示した事実を認めている。

このような事態は、処分庁において個人情報の取扱いに関する法の基本的な理解が欠如しているといわざるを得ず、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものである。処分庁においては、今後、同様のことがないように正確かつ慎重な対応をすべきである。

(令和元年度(行情)答申第477号)

など

8) 審査会への対応について付言したもの(4件)

- ・ 本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理及び当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(令和元年度(行情)答申第19号)

など

9) 文書等の特定について付言したもの(3件)

- ・ 本件開示請求は、審査請求人が平成30年特定日に行った公益通報に準ずる通報について、特定監督署が作成した「監督復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるが、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件開示請求の時点より前に、監督対象事業場である特定市に対し是正勧告書を交付した旨記載されていることが認められるものの、本件対象保有個人情報が記録された文書中に、当該是正勧告書は含まれていないことが認められる。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、監督復命書の添付書類として特定市に交付した是正勧告書を含めるべきであったところ、認識を誤って、当該是正勧告書を除いてしまったとのことである。

そうすると、審査請求人は本件対象保有個人情報の特定を争ってはいないものの、原処分においては、本来特定すべき保有個人情報を特定しなかったといわざるを得ず、このような事態は、処分庁に対する信頼を損なうものであるのみならず、法に基づく開示請求権を侵害するものであり、処分庁においては、今後、同様のことがないように正確かつ慎重な対応をすべきである。

(令和元年度(行個)答申第125号)

など

10) 文書管理について付言したもの(1件)

- ・ 諮問庁が上記第3の3(2)及び上記2(2)において説明する、本件開示請求の段階で、処分庁の担当者と特定都道府県担当者及び特定市担当者との間でやり取りした電子メールの存在を確認しつつも、本件審査請求が行われるまでの間に削除したことについては、本件請求文書の文言に照らせば、上記メールが本件開示請求に関わる可能性があったことは否定できず、慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ない。

したがって、処分庁において、今後の開示請求の対応については、開示請求の内容に

即し、慎重な対応をすることが望まれる。

(令和元年度(行情)答申第317号)

11) その他(18件)

- ・ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、本件請求文書に該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った時点(平成30年6月22日)では、厚生労働省において、旧優生保護法関係資料の調査を行っている最中であったとのことである。

そうすると、原処分時においては、本件請求文書に該当する文書の保有の有無を判断できる状況になかったにもかかわらず、処分庁は、そのような状況を踏まえずに原処分を行ったものといわざるを得ない。処分庁においては、実態に即した対応をすべきであり、今後、このようなことがないよう十分留意すべきである。

(令和元年度(行情)答申第156号)

- ・ 本件では、人事院事務総局職員福祉局長の外、事務総長、人材局長、給与局長及び公平審査局長に対して同様の開示請求がなされており、本来、それぞれの局において本件請求文書に該当する文書につき開示決定等を行うべきであったにもかかわらず、職員福祉局長のみを処分庁として原処分を行っただけである。このため、人事院においては、開示請求の内容を的確に把握した上で、適切に対応することが望まれる。

(令和元年度(行情)答申第211号)

など

【参考】令和元年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(93件)	令和元年度(行情) 答申第13号
	令和元年度(行情) 答申第18号
	令和元年度(行情) 答申第32号
	令和元年度(行情) 答申第34号
	令和元年度(行情) 答申第74号
	令和元年度(行情) 答申第78号
	令和元年度(行情) 答申第85号
	令和元年度(行情) 答申第105号
	令和元年度(行情) 答申第170号
	令和元年度(行情) 答申第176号
	令和元年度(行情) 答申第178号
	令和元年度(行情) 答申第181号
	令和元年度(行情) 答申第183号
	令和元年度(行情) 答申第201号
	令和元年度(行情) 答申第202号
	令和元年度(行情) 答申第213号
	令和元年度(行情) 答申第217号
	令和元年度(行情) 答申第221号
	令和元年度(行情) 答申第223号
	令和元年度(行情) 答申第254号
	令和元年度(行情) 答申第294号
	令和元年度(行情) 答申第295号
	令和元年度(行情) 答申第318号
	令和元年度(行情) 答申第321号
	令和元年度(行情) 答申第327号
	令和元年度(行情) 答申第328号
	令和元年度(行情) 答申第329号
	令和元年度(行情) 答申第330号
	令和元年度(行情) 答申第331号
	令和元年度(行情) 答申第332号
	令和元年度(行情) 答申第333号
	令和元年度(行情) 答申第334号
	令和元年度(行情) 答申第335号
令和元年度(行情) 答申第336号	
令和元年度(行情) 答申第337号	
令和元年度(行情) 答申第338号	
令和元年度(行情) 答申第339号	

令和元年度（行情）答申第340号
令和元年度（行情）答申第360号
令和元年度（行情）答申第365号
令和元年度（行情）答申第366号
令和元年度（行情）答申第367号
令和元年度（行情）答申第368号
令和元年度（行情）答申第369号
令和元年度（行情）答申第370号
令和元年度（行情）答申第371号
令和元年度（行情）答申第372号
令和元年度（行情）答申第373号
令和元年度（行情）答申第374号
令和元年度（行情）答申第375号
令和元年度（行情）答申第376号
令和元年度（行情）答申第377号
令和元年度（行情）答申第378号
令和元年度（行情）答申第379号
令和元年度（行情）答申第380号
令和元年度（行情）答申第457号
令和元年度（行情）答申第458号
令和元年度（行情）答申第459号
令和元年度（行情）答申第460号
令和元年度（行情）答申第465号
令和元年度（行情）答申第466号
令和元年度（行情）答申第467号
令和元年度（行情）答申第500号
令和元年度（行情）答申第501号
令和元年度（行情）答申第508号
令和元年度（行情）答申第515号
令和元年度（行情）答申第534号
令和元年度（行情）答申第535号
令和元年度（行情）答申第536号
令和元年度（行情）答申第537号
令和元年度（行情）答申第569号
令和元年度（行情）答申第577号
令和元年度（行情）答申第600号
令和元年度（行情）答申第621号
令和元年度（独情）答申第2号
令和元年度（独情）答申第87号

	令和元年度（行個）答申第4号 令和元年度（行個）答申第5号 令和元年度（行個）答申第6号 令和元年度（行個）答申第7号 令和元年度（行個）答申第19号 令和元年度（行個）答申第25号 令和元年度（行個）答申第30号 令和元年度（行個）答申第59号 令和元年度（行個）答申第63号 令和元年度（行個）答申第76号 令和元年度（行個）答申第101号 令和元年度（行個）答申第109号 令和元年度（行個）答申第128号 令和元年度（行個）答申第137号 令和元年度（行個）答申第139号 令和元年度（行個）答申第150号 令和元年度（行個）答申第153号
2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（90件）	令和元年度（行情）答申第10号 令和元年度（行情）答申第14号 令和元年度（行情）答申第16号 令和元年度（行情）答申第21号 令和元年度（行情）答申第22号 令和元年度（行情）答申第24号 令和元年度（行情）答申第25号 令和元年度（行情）答申第26号 令和元年度（行情）答申第27号 令和元年度（行情）答申第45号 令和元年度（行情）答申第52号 令和元年度（行情）答申第67号 令和元年度（行情）答申第74号 令和元年度（行情）答申第76号 令和元年度（行情）答申第77号 令和元年度（行情）答申第94号 令和元年度（行情）答申第99号 令和元年度（行情）答申第102号 令和元年度（行情）答申第110号 令和元年度（行情）答申第111号 令和元年度（行情）答申第120号 令和元年度（行情）答申第140号

令和元年度（行情）答申第141号
令和元年度（行情）答申第145号
令和元年度（行情）答申第152号
令和元年度（行情）答申第153号
令和元年度（行情）答申第154号
令和元年度（行情）答申第197号
令和元年度（行情）答申第199号
令和元年度（行情）答申第201号
令和元年度（行情）答申第207号
令和元年度（行情）答申第222号
令和元年度（行情）答申第223号
令和元年度（行情）答申第225号
令和元年度（行情）答申第232号
令和元年度（行情）答申第235号
令和元年度（行情）答申第236号
令和元年度（行情）答申第267号
令和元年度（行情）答申第284号
令和元年度（行情）答申第286号
令和元年度（行情）答申第288号
令和元年度（行情）答申第289号
令和元年度（行情）答申第308号
令和元年度（行情）答申第314号
令和元年度（行情）答申第315号
令和元年度（行情）答申第316号
令和元年度（行情）答申第358号
令和元年度（行情）答申第365号
令和元年度（行情）答申第366号
令和元年度（行情）答申第367号
令和元年度（行情）答申第368号
令和元年度（行情）答申第369号
令和元年度（行情）答申第370号
令和元年度（行情）答申第371号
令和元年度（行情）答申第372号
令和元年度（行情）答申第373号
令和元年度（行情）答申第374号
令和元年度（行情）答申第375号
令和元年度（行情）答申第376号
令和元年度（行情）答申第377号
令和元年度（行情）答申第378号

	<p>令和元年度（行情）答申第379号 令和元年度（行情）答申第380号 令和元年度（行情）答申第420号 令和元年度（行情）答申第421号 令和元年度（行情）答申第422号 令和元年度（行情）答申第423号 令和元年度（行情）答申第457号 令和元年度（行情）答申第458号 令和元年度（行情）答申第459号 令和元年度（行情）答申第460号 令和元年度（行情）答申第465号 令和元年度（行情）答申第466号 令和元年度（行情）答申第467号 令和元年度（行情）答申第488号 令和元年度（行情）答申第489号 令和元年度（行情）答申第490号 令和元年度（行情）答申第504号 令和元年度（行情）答申第520号 令和元年度（行情）答申第530号 令和元年度（行情）答申第570号 令和元年度（行情）答申第591号 令和元年度（行情）答申第592号 令和元年度（行情）答申第593号 令和元年度（行情）答申第594号 令和元年度（行情）答申第595号 令和元年度（行情）答申第596号 令和元年度（行情）答申第637号 令和元年度（行情）答申第649号</p>
	<p>令和元年度（行個）答申第74号</p>
<p>3) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（63件）</p>	<p>令和元年度（行情）答申第8号 令和元年度（行情）答申第11号 令和元年度（行情）答申第32号 令和元年度（行情）答申第33号 令和元年度（行情）答申第84号 令和元年度（行情）答申第101号 令和元年度（行情）答申第146号 令和元年度（行情）答申第159号 令和元年度（行情）答申第160号 令和元年度（行情）答申第161号</p>

令和元年度（行情）答申第162号
令和元年度（行情）答申第163号
令和元年度（行情）答申第164号
令和元年度（行情）答申第166号
令和元年度（行情）答申第215号
令和元年度（行情）答申第242号
令和元年度（行情）答申第243号
令和元年度（行情）答申第244号
令和元年度（行情）答申第245号
令和元年度（行情）答申第246号
令和元年度（行情）答申第247号
令和元年度（行情）答申第270号
令和元年度（行情）答申第303号
令和元年度（行情）答申第305号
令和元年度（行情）答申第364号
令和元年度（行情）答申第365号
令和元年度（行情）答申第366号
令和元年度（行情）答申第367号
令和元年度（行情）答申第368号
令和元年度（行情）答申第369号
令和元年度（行情）答申第370号
令和元年度（行情）答申第371号
令和元年度（行情）答申第372号
令和元年度（行情）答申第373号
令和元年度（行情）答申第374号
令和元年度（行情）答申第375号
令和元年度（行情）答申第376号
令和元年度（行情）答申第377号
令和元年度（行情）答申第378号
令和元年度（行情）答申第379号
令和元年度（行情）答申第380号
令和元年度（行情）答申第457号
令和元年度（行情）答申第458号
令和元年度（行情）答申第459号
令和元年度（行情）答申第460号
令和元年度（行情）答申第465号
令和元年度（行情）答申第466号
令和元年度（行情）答申第467号
令和元年度（行情）答申第503号

	<p>令和元年度（行情）答申第545号 令和元年度（行情）答申第546号 令和元年度（行情）答申第547号 令和元年度（行情）答申第571号 令和元年度（行情）答申第574号 令和元年度（行情）答申第589号 令和元年度（行情）答申第590号 令和元年度（独情）答申第29号 令和元年度（独情）答申第40号</p>
	<p>令和元年度（行個）答申第94号 令和元年度（行個）答申第101号 令和元年度（行個）答申第165号 令和元年度（独個）答申第30号 令和元年度（独個）答申第31号</p>
4) 補正に関する対応について付言したもの（10件）	<p>令和元年度（行情）答申第46号 令和元年度（行情）答申第47号 令和元年度（行情）答申第72号 令和元年度（行情）答申第96号 令和元年度（行情）答申第101号 令和元年度（行情）答申第140号 令和元年度（行情）答申第285号 令和元年度（行情）答申第550号 令和元年度（行情）答申第601号 令和元年度（独情）答申第36号</p>
5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（6件）	<p>令和元年度（行情）答申第111号 令和元年度（行情）答申第150号 令和元年度（行情）答申第175号 令和元年度（行情）答申第201号 令和元年度（行情）答申第605号 令和元年度（独情）答申第84号</p>
6) 情報提供について付言したもの（5件）	<p>令和元年度（行情）答申第10号 令和元年度（行情）答申第64号 令和元年度（行情）答申第91号 令和元年度（独情）答申第2号</p>
	<p>令和元年度（行個）答申第169号</p>
7) 開示・不開示の判断について付言したもの（4件）	<p>令和元年度（行情）答申第477号 令和元年度（行情）答申第524号</p>
	<p>令和元年度（行個）答申第94号 令和元年度（行個）答申第164号</p>

8) 審査会への対応について付言したもの(4件)	令和元年度(行情)答申第19号 令和元年度(行情)答申第25号 令和元年度(行情)答申第165号 令和元年度(行情)答申第600号
9) 文書等の特定について付言したもの(3件)	令和元年度(行情)答申第76号
	令和元年度(行個)答申第107号 令和元年度(行個)答申第125号
10) 文書管理について付言したもの(1件)	令和元年度(行情)答申第317号
11) その他(18件)	令和元年度(行情)答申第28号 令和元年度(行情)答申第132号 令和元年度(行情)答申第156号 令和元年度(行情)答申第157号 令和元年度(行情)答申第158号 令和元年度(行情)答申第177号 令和元年度(行情)答申第180号 令和元年度(行情)答申第211号
	令和元年度(行個)答申第28号 令和元年度(行個)答申第49号 令和元年度(行個)答申第50号 令和元年度(行個)答申第51号 令和元年度(行個)答申第99号 令和元年度(行個)答申第100号 令和元年度(行個)答申第112号 令和元年度(行個)答申第162号 令和元年度(行個)答申第165号 令和元年度(独個)答申第55号

(注) 令和元年度(行情)答申第10号, 第25号, 第32号, 第74号, 第101号, 第111号, 第140号, 第175号, 第201号, 第223号, 第365号ないし第380号, 第457号ないし第468号, 第600号及び令和元年度(独情)答申第2号並びに令和元年度(行個)答申第94号, 第101号及び第165号においては, 複数の項目にわたって付言している。